

日本におけるカーボンプライシングの本格導入

Topics

- ▶ カーボンプライシング（CP）とは、炭素排出に価格付けを行い、脱炭素を促す仕組みのこと。
- ▶ 日本では、2023年度から「GX-ETS」が、2028年度から「炭素に対する賦課金」が導入される予定で、脱炭素に向けたCPが本格化していく。
- ▶ また、政府はCPで得られる財源を裏付けとした国債で資金を調達し、先行して今後10年間でGX分野へ20兆円にもものぼる大胆な投資を行う計画を発表。政府による規制と支援の両面からの後押しを受け、日本の脱炭素化が今後急速に進展することが期待される。

エコノミスト 枝村 嘉仁

カーボンプライシングとは

日本において、脱炭素化に向けたカーボンプライシング（CP）が具体化されつつあります。CPとは、炭素排出に価格付けを行い、脱炭素を促す仕組みのことです。市場メカニズムを通じて、コストの低い排出削減策から優先的に講じられていくことになり、経済全体で費用効率的に脱炭素化を進めていくことができるとされます（図表1）。

代表的なCPの仕組みとして炭素税と排出量取引制度（ETS, Emissions Trading System）が挙げられます（図表2）。炭素税とは、排出量当たりの炭素税率を政府が設定し、課税対象となる事業者が排出分に応じて税を支払う仕組みです。メリットとして、炭素税の税率が明示されるため、事業者にとっては炭素価格の予見可能性が高いこと等が挙げられます。また、政府は得られた税収を財源として脱炭素政策を実行することも可能です。しかし、炭素排出削減が進むかは各事業者の取り組みに左右されるため、政府が削減量自体をコントロールすることはできず、不確実性が高いというデメリットがあります。

排出量取引制度は、政府が排出主体の排出上限を設定する仕組みです。事業者は、排出上限よりも排出量を少なく抑えることが出来た場合は、その差分を排出量取引市場を通じて売却することができます。排出量が上限を超えてしまった事業者は超過分を市場から購入する必要があります。この制度の利点として、政府が排出上限を設定するため、排出削減量をコントロールできることが挙げられます。一方、炭素税とは異なり、炭素価格は取引市場を通じて決まるため、事業者にとっては予見可能性が低いという課題があります。また、排出枠を無償で事業者に割り当てる場合は、政府は税収を得ることが出来ません。

日本のカーボンプライシング

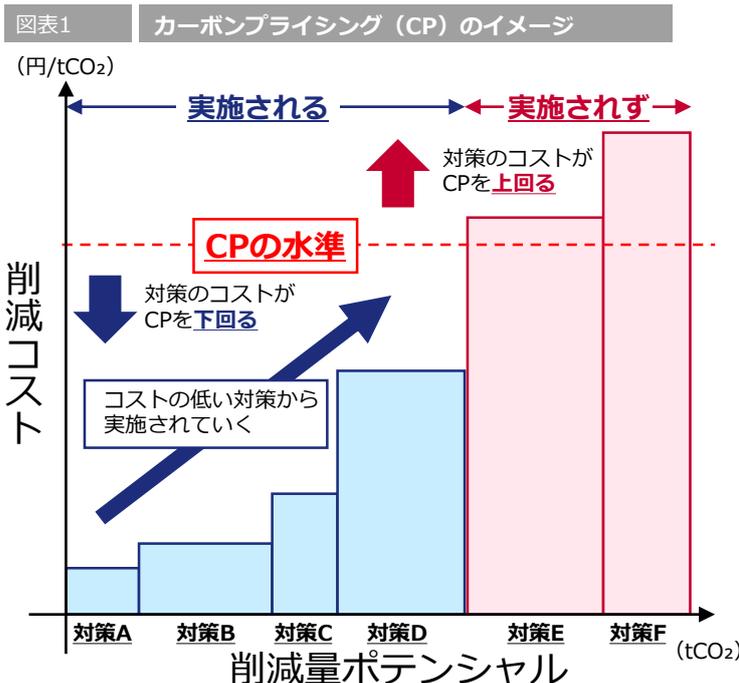
日本では、もう既にCPが導入されています。その一つが、「地球温暖化対策のための税（温対税）」です。2012年に導入され、現在はCO₂1トン当たり289円が、化石燃料の輸入事業者等に課されます。しかしながら、気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、2050年までにカーボンニュートラルを達成するためには、2030年時点で1トン当たり100~200ドルの炭素価格にする必要があるとの推計を示しています。そのため、温対税の水準のままでは、脱炭素の達成は難しいとみられます。

しかし、日本のCPがいま大きく変わろうとしています。政府は、昨年12月に開催したGX実行会議において、

次ページへ続く

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。



図表2 炭素税と排出量取引制度の特徴

	炭素税	排出量取引制度
炭素価格	政府が設定 (予見可能性:高)	市場で決定 (予見可能性:低)
削減量	事業者に依存 (不確実性:高)	政府が設定 (不確実性:低)
財源	安定的な税収	有償割当の場合のみ

出所：環境省の資料等を基にアセットマネジメントOneが作成

「GX基本方針案」を取りまとめました。その案の中で、「GX-ETS」と「炭素に対する賦課金」という2つの新たなCP制度の導入が盛り込まれました（図表3）。

「GX-ETS」と「炭素に対する賦課金」

GX-ETSは2023年度から導入される排出量取引制度です。発展段階が3段階に分けられており、第1フェーズ（2023～25年度）及び第2フェーズ（2026年度～）では、企業が自ら排出削減目標を掲げ、目標対比の削減量の過不足分を排出量取引市場を通じて取引する仕組みとなるとされます。第1フェーズでは制度への参加は強制されず、且つ削減目標の設定は企業が自主的に決めることができるとされ、諸外国の排出量取引制度とは大きく異なります。また、第2フェーズにおいても、企業に制度への参加を義務付けるかは現時点で未定です。もっとも、遅くとも2033年度には開始する第3フェーズからは、同制度は一変するとみられます。第3フェーズのGX-ETSの制度の全貌はまだ示されていないものの、今回のGX基本方針案の中で、電力事業者に対して有償オークションによる排出枠の割り当てを行う方針が示されました。これは、第1・第2フェーズとは異なり、政府が排出上限を設定する本格的なキャップ&トレード型の制度へと移行する可能性を示唆しているものとみられます。このようにGX-ETSは段階的な発展を通じて、より実効性の高い制度へと進化していく見込みです。

対して、炭素に対する賦課金は、事実上の炭素税にあたる制度で2028年度から導入される予定です。温対税と同様に化石燃料の輸入事業者等は、排出分に応じた賦課金が課されます。GX-ETSでは主に多排出企業が対象となるのに対し、同制度は価格転嫁を通じ、化石燃料の幅広い需要者に対して脱炭素の取り組みを促すインセンティブを与えることができます。

政府は、CPによる財源を裏付けとした国債で資金を調達し、GX分野へ先行投資

こうしたCPの導入による効果は、炭素コストを負担させることで脱炭素に向けた行動を促すことに留まりません。政府は、CPを通じて得られる財源を活用し、脱炭素分野への投資を行うことができます。

GX実行会議の議長を務める岸田首相は「150兆円超のGX投資を官民で実現していくため、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行」する方針を示しました。具体的には、CPを通じて得られる財源を裏付けとした国債で資金を調達し、先行して今後10年間でGX分野へ20兆円にもものぼる大胆な投資を行う方針です。GX実行会議で示された150兆円の用途別の金額等をもとに、政府支援相当額を算出すると、再エネ・送電網等の分野は4.1兆円程度、自動車分野は3.5兆円程度の政府支援が見込まれます（図表4）。

かかる中、政府による規制と支援の両面からの後押しを受け、日本の脱炭素化が今後急速に進展することが期待されます。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

図表3 「GX-ETS」と「炭素に対する賦課金」

	GX-ETS	炭素に対する賦課金
導入	2023年度 ¹	2028年度
類型	排出量取引制度 ²	事実上の炭素税
影響範囲	多排出企業が対象で、限定的	広くGXへの動機付けが可能
削減効果	各企業の野心的な削減目標に依拠 ³	通常の炭素税と同様に削減量の不確実性有り
財源	△ ⁴	○

¹第1フェーズの導入時期。第2フェーズは2026年度、第3フェーズは遅くとも2033年度には開始される見込み

²第1/第2フェーズでは、事実上、排出上限無し

³第1/第2フェーズ

⁴電力事業者を対象とした有償オークションが開始する第3フェーズから出所: GX実行会議の資料等を基にアセットマネジメントOneが作成

図表4 政府による大胆な先行投資

	総投資額 (官民合計)	政府支援 相当額 ¹
合計	150.0	20.0
再エネ・送電網等	31.0	4.1
自動車	26.4	3.5
住宅・建築物	14.0	1.9
脱炭素デジタル投資	12.0	1.6
製造業の脱炭素化	8.0	1.1
航空機・船舶	8.0	1.1
水素・アンモニア	7.0	0.9
蓄電池	7.0	0.9
CCS ²	4.0	0.5
バイオものづくり	3.0	0.4
資源循環	2.0	0.3
原子力	1.0	0.1
その他	26.6	3.5

¹総投資額（官民合計）に占める各分野の割合をもとに政府支援額を案分し算出

²産業活動から排出されるCO₂を回収して貯留する技術
出所: 各種資料を基にアセットマネジメントOneが作成

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。